

令和3年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和3年6月28日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願
- 第 4 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
議第50号 村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
- 第 6 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第52号 市道路線の認定について
議第53号 市道路線の変更について
議第54号 市道路線の廃止について
議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について
- 第 8 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議第58号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第59号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第12 議員発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君

5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	稲垣秀和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	伊与部善久君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	山田知行君

会計管理者	菅	原	明	君
農業委員会 事務局 会長	小	川	良和	君
選管・監査 事務局 会長	木	村	俊彦	君
消 防 長	佐	藤	正弥	君
学校教育課長	渡	辺	律子	君
生涯学習課長	大	滝	寿	君
荒川支所長	平	田	智枝子	君
神林支所長	加	藤	誠一	君
朝日支所長	岩	沢	深雪	君
山北支所長	斎	藤	一浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	長	谷	部	俊	一
事務局 次長	内	山	治	夫	
書 記	中	山		航	

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、鈴木好彦君、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承を願います。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、税務課長から発言を求められておりますので、これを許します。税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） おはようございます。

6月15日、鈴木好彦議員の一般質問におきまして、議員から令和2年度の市民税の徴収率についてのお尋ねがありました。私は、誤って徴収率を「97.84%」と申し上げましたが、正しくは「98.21%」であります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。全国的に新規感染者数が減少傾向となり、政府は6月21日、10都道府県に発令していた緊急事態宣言について、沖縄県を除く9都道府県で解除をし、そのうち7都道府県をまん延防止等重点措置に移行したところであります。これにより緊急事態宣言の実施区域は沖縄県のみとなり、まん延防止等重点措置実施区域は、既に指定されていた3県に緊急事態宣言の実施区域から移行した7都道府県を加えた10都道府県となっております。

新潟県におきましては、昨年12月17日から警報が継続中ではありますが、新規感染者数は大幅に減

少しており、解除も視野に入る状況となつてまいりました。本市におきましても、6月10日以降、感染症患者の報告はなく、感染拡大の波は収まってきているものと受け止めているところであります。これまでの間、市民の皆様には徹底した感染症対策に取り組んでいただいております、心より感謝申し上げます。また、市民の生命を守るため日々ご尽力をいただいている医療関係者をはじめとした関係皆様方のお取組に対しましても心より感謝を申し上げる次第であります。こうした日常を継続できるよう、引き続き感染症対策の徹底が必要であると考えているところでありますので、緊張感を持って対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種についてであります。村上市岩船郡医師会、村上市岩船郡薬剤師会をはじめとした各医療機関のご協力に加え、集団接種会場で従事をしていただいている在宅看護師など運営スタッフの皆様、新潟リハビリテーション大学及び新潟看護医療専門学校村上校の学生の皆さんにご協力をいただいているところであります、心より感謝を申し上げます。

65歳以上の対象者のワクチン接種の状況についてであります。6月27日現在、対象者の約90%の方々から、1回目の予約をいただいております、約66%の方が1回目の接種を終えております。2回目の接種についても約26%の方が終えており、目標としている7月末までに順調に終えることができる見通しとなっております。改めて、市民の皆様はじめ、関係する皆様には感謝を申し上げます。

次に、64歳以下の方のワクチン接種についてであります。予約時の混雑を避けるため、接種券の送付については、基礎疾患をお持ちの方及び年齢により区分し、順次送付することといたしております。まずは、1回目の送付として、重度の障害者手帳をお持ちの方、基礎疾患をお持ちの方と併せて64歳から60歳の方を対象として、7月9日に接種券を送付いたします。次に、2回目、59歳から40歳の方には7月19日に、続いて3回目、39歳から13歳の方及び7月31日までに12歳になられた方につきましては7月29日に接種券を送付することといたしております。なお、8月以降に12歳になられる方につきましては、誕生月の翌月に送付することとなります。1回目に接種券を送付いたします基礎疾患をお持ちの方につきましては、あらかじめ自己申告が必要となります。自己申告をしていただく期間につきましては、7月2日から8日までの7日間となります。申告の方法につきましては、市報折り込みにあるQRコードから専用サイトにアクセスして申告していただくか、また市のホームページから申告していただけるほか、クリエート村上、各支所の窓口でも申告が可能となっております。

次に、ワクチン接種の予約受付についてであります。1回目、7月9日送付の方は7月15日から、2回目送付の方は7月19日、3回目送付の方は7月29日からそれぞれ受付を開始いたします。予約を円滑に行うため、24時間手続可能な予約専用サイトまたは市ホームページからの予約をお願いいたします。なお、予約支援窓口としてクリエート村上及び各支所に窓口を設置するほか、引き続き新型コロナワクチン接種コールセンターでの電話予約も受け付けることといたしております。

予約後の接種につきましては、8月1日から開始することといたしており、65歳以上の方の接種と同様、集団接種と個別接種を併用して進めてまいります。大規模接種センターでの接種により予定より早く接種券を希望される方については、電話でコールセンターへ接種券の交付を希望する旨お伝えください。ご本人に接種券を送付することといたしております。また、職域接種で接種される方につきましても、同様に電話でコールセンターへ接種券の交付を希望する旨お伝えください。

以上、詳細につきましては7月1日発行の市報でお知らせさせていただきます。

これまでも市民の皆様のご協力により順調に新型コロナワクチンの接種を進めてきたところでありますが、引き続き速やかに接種いただくよう取り組んでまいりますので、市民の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。また、このたびの新型コロナワクチンの接種については、ご本人の希望による接種であります。接種を希望されない方もいらっしゃるわけであり、そうした方に対するご配慮につきましてもお願い申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についてであります。国では、緊急小口資金等の貸付けを利用できない世帯への支援策として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することとして、制度内容、スケジュールが示されました。本日、これに係る補正予算を追加で提案させていただいたところであります。

次に、東京2020オリンピックについてご報告申し上げます。これまで誘致活動を進めてまいりましたスケートボード日本代表内定選手オリンピック事前合宿地についてであります。オリンピック日本代表選手のJOCへの推薦を所管する一般社団法人ワールドスケートジャパンより本市に對しまして正式に事前合宿地としての受入れの要請があり、本市といたしましてもこれを受け入れ、正式に村上市スケートパークにおいて日本代表内定候補選手の事前合宿が行われることが決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。これまでの誘致活動が成功したわけであり、この間、誘致活動にご協力いただきました多くの関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

事前合宿の日程についてであります。ストリート種目に出場する選手の事前合宿は7月16日から7月19日、パーク種目に出場する選手の事前合宿は7月26日から7月29日までの予定となる見込みでありまして、参加する選手は、ストリート種目が6人、パーク選手が4人です。本市出身の平野歩夢選手もパーク男子の代表内定候補となっているわけであり、一般社団法人ワールドスケートジャパンにおいては、7月1日に記者会見が予定されており、その席上、正式にオリンピック日本代表選手が発表されるとお聞きをいたしているところであります。

オリンピック日本代表内定選手の事前合宿が本市で行われることとなるわけであり、このことは大変名誉なことであると同時に、大変喜ばしいことでもあります。これまでのスケートボードの聖地「むらかみ」を目指す本市の取組が着実に成果を上げてきていると感じているところでありますし、今後の取組を進める上においても大きな励みになると考えているところであります。また、

現在本市を中心に進めている国内のスケートボード競技施設を有する都市間連携の取組についても大いに寄与するものと考えているところであります。

現状においては、コロナ禍の中におけるオリンピックの開催となりますので、事前合宿期間中、市民の皆様と選手の皆様が直接触れ合う機会を持つことは難しい状況であると考えているところでありますが、この事前合宿の間は選手の皆様が練習に集中し、本番では最高のパフォーマンスを発揮することができるよう、オリンピック組織委員会、県、関係機関と連携しながら、徹底した感染対策を講じて万全の受け入れ体制を整えてまいりたいと考えているところであります。本市といたしましては、全国から届けられる応援のメッセージとともに、精いっぱい激励と応援のメッセージを選手の皆様に届けてまいりたいと考えているところであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託し、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております請願第2号 後期高齢者の人間ドック助成を求める請願については、去る6月18日に開催されました市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と結果について報告をいたします。

最初に、紹介議員の補足説明を求め、請願者からの請願の趣旨について意見陳述を求めた後、審査に入りました。

自由討議を求めたところ、鈴木いせ子委員より、後期高齢者の人間ドックを実施し、大いに市民にPRすべきであるとの意見。

鈴木好彦委員より、後期高齢者の健康寿命延伸のため、この制度は重要であるとの意見。

上村委員より、企画財政課から聞いた統計データでは、新潟県内30市町村の中で、男性の平均寿命は本市が最下位とのこと。健康寿命の延伸のためにも、ぜひ費用助成を実現すべきとの意見。

鈴木一之副委員長より、超高齢化社会の現在、村上市に貢献してきた先輩諸氏の健康寿命の延伸

と健康環境づくりのためにも必要であるとの意見。

稲葉委員より、私も来年は後期高齢者に該当する。後期高齢者でも途切れることなく継続して助成すべきであるとの意見。

長谷川より、30市町村中22市町村が実施していることを考えると、後期高齢者広域連合からの助成が今年度から1万円ではなくなり、市から持ち出しとなるかもしれないが、後期高齢者の健康寿命維持の救いとなるよう、1万円助成を実施してほしいとの意見がありました。

審査を終結し、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、請願第2号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託し、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されました請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書については、去る6月17日午前10時から第1委員会室において総務文教常任委員会を開会し、紹介議員補足説明の後、審査を行いました。

審査において、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、

起立全員で請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

日程第5 議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

議第50号 村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第47号から議第50号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第47号から議第50号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月17日の午前10時から第1委員会室において、委員7名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第47号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、職分類表にある社会福祉主事、社会福祉士それぞれ職種の業務内容はとの質疑に、現

在も資格を持っている職員はいるが、社会福祉士を配置することが定められている職場もあることから配置基準を明確化するためのもので、社会福祉主事については、生活保護のケースワーカーを専門職化していく考えとの答弁。

委員より、職員の採用時に大学あるいは短大卒業者が社会福祉主事の資格要件を満たしているか調べるのかとの質疑に、来年度の採用については、主にケースワーカーなどの仕事に就いていただくものとして募集するとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 村上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 消防団消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、小型動力ポンプ更新後、不要になったポンプの取扱いはどうなるのかとの質疑に、従来どおり車両は公売ということで対応しているが、ポンプは劣化によりほぼ廃棄しているのが現状だ。自主防災組織から譲っていただけないかとの要望もあることから、今後の検討課題と捉えているとの答弁。

委員より、農業用水の渇水時に活用したり、漁港でも網を洗ったりするときに使用できるものと考えられるが、農林水産課と連携を図り、今後の利活用方法を検討することも必要ではないかとの質疑に、農業用水の渇水期活用は、河川の水を使うということで水利権の制約もあることから、慎重な協議も必要となるが、利活用については検討していきたいとの答弁。

委員より、毎年更新の案件も上がるが、現在所有台数の内訳はとの質疑に、ポンプ車5台、普通積載車31台、軽積載車94台、軽トラック6台との答弁。

委員より、この先、更新の計画は何年後まであるのかとの質疑に、令和30年度まで予定を上げており、基本的には古いものから更新していくが、傷み具合を考慮して更新する考えとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めた討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号 村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、閉会中事務調査で複層のエコガラスによる消費電力削減目標が20%削減とのことであ

ったが、具体的な積算根拠はとの質疑に、照明器具や空調機器の性能から割り出した数字が20%となるとの答弁。

委員より、駐車場のアスファルト舗装はどの工事に入っているのかとの質疑に、建築工事の中で組み込まれているとの答弁。

委員より、今後、指定管理の計画について考えはないのかとの質疑に、ないわけではないが、現段階では公民館の事業等も踏まえて検討していきたいとの答弁。

委員より、山北ゆり花会館と施設の性質が似ているように思えるが、それぞれの役割はとの質疑に、山北ゆり花会館は、当時公民館的な部分もあったが、温泉が出た関係で福祉的ゾーンとして位置づけられており、さんぽく会館は公民館的な要素も含めながら使っている施設であることから、合併当時から生涯学習センター機能を併合させようとの意見があり、今回の工事内容となったものとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第50号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまでございます。

ちょっと確認したいのですが、今の報告の中での議第49号ですか、消防関係の報告いただいて、ポンプなのですか、小型のポンプ、委員長、果たしか報告の中で漁協の要は魚の網とかもあるし、その辺で使いたいというところが結構あるというのは前からあるのですけれども、今からたしか10年くらい前にこういう話があったのです。そのポンプを欲しがっている方が結構いらっしやって、知らないうちにある人に渡っていたと。こういうことのないように公売を実施するようにしたらいかかということで、今後そういうふうにしますということをしてたしか10年くらい前だったと思う、いただいているのです。いわゆる小型ポンプであろうとも、取り替えるときになれば、それは能力的にはちょっと、経過年数もたっているのも、非常に弱いところあるのでしょうかけれども、そういうことがあったのです、前に。ですから、今回の委員長の今の報告を聞いている限り、小型ポンプの公売等はしないみたいな報告に聞こえたのですけれども、どうなのでしょう、そこは。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） 基本的には公売という形で進めていくというご説明がありました。今ほど議員からご質疑あった内容ですが、委員の中から提案があって、理事者側に答弁を求めたところでありますので、網のことの件も含めてですね、網のことも含めて理事者側に提

案をしていただいたような形になっておりますが、それについての答弁でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、小型ポンプも公売しているのだよということによろしいですね。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） はい、そのとおりであります。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。それであればいいのです。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 議長、今の答弁もう一回確認してください。自動車ポンプは公売すると。それから、小型ポンプについては廃棄するという、あなたの、それ答弁の中でもそう答えているはずですよ。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） 大変申し訳ございません。ポンプは、劣化によりほぼ廃棄しているのが現状ですが、自主防災組織から譲っていただけないかという要望もあることから、今後検討をしていくという答弁でございました。大変申し訳ございません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そうでしょう。確認だけども、自動車ポンプは公売にかけると。ただし、小型ポンプについては公売はしないで、必要な場合は今後検討するという格好で、公売はまだ考えていないという答えだったはずなので、それもちょっと確認して私聞いたので、その辺のところ、消防長がここにいますので、答えた消防長が、今後は明確に答えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに、今、では総務文教常任委員長、言い直しして謝罪したわけだな。15番、姫路敏君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごめん、ごめん。今ちょっと委員長の答弁が間違ったから、再質問させるのであって、どうぞ。

○15番（姫路 敏君） ということは、ごめんなさい。ということになると、小型のポンプは、経年劣化という部分からいうと廃棄するという考え方で、今のよろしいのであれば、それは非常に人気があるのです、実は言う。欲しがる方も結構いらっしゃる。それで相当前に、そういう情報を提供して公売するなり、公売の金額は1,000円なり1万円なり分からないですけども、もう安くするなりして、それで公募すると。その中で、いっぱいいたら抽せんするか何かしてやるというふうなことを以前に言ったことがあるのです。それを今後やっぱり委員長としても、もしそういうのであればちょっと確認を取ってやっていてもらいたいなと、こういうふうに、消防長もいらっ

しゃいますけれども、今質疑の場面でないのであれですけれども、確認して今後やっていてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ご提案ありがとうございます。姫路議員がおっしゃっている内容は、私以前も聞いて承知している部分でもありますので、委員会の中でもまた協議していきたいと思いますが、理事者のほうからも今後利活用については検討していくという答弁をいただいておりますので、その分も含めて検討していただくような形になろうかと思います。

○15番（姫路 敏君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、市民厚生常任委員会に付託し、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第51号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、去る6月18日、第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開催いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国民健康保険法第59条に該当する少年院などに収容された方の減免分はどこが負担するのかとの質疑に、入所中は国保税の納税はない状態。また、給付についても国保を使つての医療費はかかっておらず、負担がない状態との答弁。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第51号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第52号 市道路線の認定について

議第53号 市道路線の変更について

議第54号 市道路線の廃止について

議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第52号から議第55号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） おはようございます。ただいま上程されています議第52号から議第55号までの4議案について、その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

去る6月21日、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第52号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市民から市道認定の相談を待つのではなく、市が率先して私道を市道に認定していくべきではとの質疑に、道路として整備はされているが、市道になっていない路線が幾つかある。市でも状況は調査をしているが、私道は所有者の同意が必要となり、寄附をしていただくことになる。相続などいろいろな関係もあり、なかなか市道認定できないのが現状であるとの答弁でした。

委員より、相続など複雑な問題については行政に頼るしかないと思うが、市民と相談しながら一緒に進めるべきではとの質疑に、相続の関係や実質的な所有者などを調べられる範囲で調べているが、個人の権利が絡んでくるところは市では介入できないため、個人の対応であると考えているとの答弁でした。

委員より、市道認定の際には測量が必要となるが、国有地の場合はどうかの質疑に、国有地については、基本的に国が管理していただいております、国土調査で境界が確定している。私道の場合でも確定している部分もあるが、その後に分割したり、現地と形状が合っていない場合もあるので、測量をしてもらい、財産もはっきりさせた段階でいただいているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、今回の市道認定の路線については、国から財産を譲っていただき市道にしたとのことだが、測量については明確に聞き取れていない現状である。今後、南町地域は市道認定とそれに伴う相続の話が多々あると思うので、行政として区長さんと話をしながら市道認定を進めてほしい地域であるとの意見。

また、尾形修平委員より、高齢化や空き家が増えてきているのが現状で、住民だけで私道を維持

管理していくのは難しいと思うので、ほかの路線に関しても市が中心となってアプローチをしていくような方向で進んでいただきたいとの意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第52号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止される路線の面積と廃止後の取扱いはこの質疑に、道路敷の面積は352.73平方メートルになり、用途廃止後は払い下げる方向性であるとの答弁でした。

委員より、市道の機能を終えている路線については払下げを積極的に進め、財源の確保に努めるべきではとの質疑に、市道の廃止については、市道としての役目を終えているものについては積極的に廃止をし、払下げ等を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第55号 小形除雪車の購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指名業者3者の中に地元業者は入っていたかとの質疑に、ロータリー除雪車という特殊な機械であり、地元で取り扱える業者がなかったとの答弁でした。

委員より、4月15日に仮契約をしており、2か月半も仮契約のままであるが、支障はないのかとの質疑に、11月末を納期として考えており、議決を考慮した工程で進めているとの答弁でした。

委員より、機械購入に対しての補助金はあるのかとの質疑に、社会資本整備総合交付金で3分の2の補助となっており、過疎債も充当している。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、先ほど菅井晋一委員からも話があったが、4月に仮契約を締結し、2か月半も仮契約であるので、今後、理事者側には臨時議会の必要性を十分に理解していただき、臨時議会の開催を求めていきたいという意見がありました。

次に、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ごさいませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8　議第56号　令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）

議第57号　令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君）　日程第8、議第56号及び議第57号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。
一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第56号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る6月23日午前10時から委員全員、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところではありますが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る6月17日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、教育長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第21款諸収入では、委員より、コミュニティ助成事業の交付先はとの質疑に、一般コミュニティ助成事業は、佐々木と宿田集会施設のエアコンやステージなどの備品関係を整備するもの、建設事業は、北中集落センターの新設事業採択によるもの、地域防災組織育成事業では、緑町2丁目で発電機と投光器を設備するものとの答弁でした。

歳出では、第9款消防費で、委員より、赤外線カメラ搭載ドローンを補正予算で計上した訳はとの質疑に、昨年初めて1機購入したが、活用にあたり講習などもあり、使用開始が遅くなった。有害鳥獣対策の関係では赤外線カメラが必要となるため、補正でお願いするものとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、本間善和委員より、予算書は細心の注意をして作成するもの。各課で共有してチェックするはずだが、今回の補正予算作成時のチェック機能は欠けていたのではないかと考えられる。当初から熟知していたのであれば、質疑に対しても正確に答弁できたはずであり、どのような質疑にも答えられるのが当然であるとの意見。

高田晃委員より、本間善和委員の意見には同感である。説明が不足し、理解できない場合もあり、審議が混乱したところがあったので、以後十分気をつけるべきとの意見がありました、

自由討議を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第56号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る6月18日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局

長、副市長、理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第21款諸収入で、委員より、オンライン資格確認関係補助金として42万9,000円が計上されているが、具体的な利用方法はどの質疑に、受診時にマイナンバーカードを使うことで国保や社会保険などの直近の資格確認が可能になるものとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費で、委員より、障がい者福祉費の一般経費の福祉タクシー利用助成委託料について、新型コロナウイルスワクチン接種関連で追加交付する1人4枚のタクシー券は何人分の計上かとの質疑に、令和2年度配付済みの方が約640人であり、今回の配付見込み数は560名を予定しているとの答弁でした。

第4款衛生費では、委員より、急患診療所経費について、コロナ禍での急患診療所の利用状況はどの質疑に、患者の数は激減している。季節性インフルエンザ患者数もゼロであったとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、鈴木好彦委員より、去る15日の市報で買物に行けない高齢者等を支援するため移動販売事業者を募集するとあったが、高齢者を支援する他の業態の事業者もあるはずなのに、移動販売事業者だけを募集するのは不公平を感じる。関連で、市職員の処分についても、市役所全体で情報がきちんと共有されていれば問題は起きなかったのではないかとの意見。

上村正朗委員より、6月15日の市報の移動販売事業者の募集については、これから実態を把握していくとのことで、了解する。村上市福祉保健計画の中で計画的に進めていってほしいとの意見がありました。

自由討議を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第56号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る6月21日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第21款諸収入で、委員より、みなとオアシス越後岩船に設置される遊具はどのようなものかとの質疑に、ユニバーサルデザインの複合遊具で、スロープや滑り台が設置された遊具である。横幅が10メートル、縦幅が約4.7メートルの大きさであるとの答弁でした。

歳出では質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第56号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

以上、全体会ではさしたる質疑なく、自由討議及び討論なく、起立採決の結果、議第56号は起立

全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第57号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、先ほど報告いたしました議第51号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告をいたします。

担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第57号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分 休 憩

午前 11 時 15 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 9 議第 58 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第 9、議第 58 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第 58 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会のご承認を求めらるるものであります。

国の基準省令であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本市条例について所要の改正を行ったものであります。

主な改正内容につきましては、居宅介護支援事業所の管理者については、主任介護支援専門員でなければならないところではありますが、本人の死亡や長期療養など不測の事態等の場合、一定期間、管理者を介護支援専門員とすることができるものであります。また、令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所について、管理者が主任介護支援専門員でなければならないとする規定の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

8 番、鈴木好彦君。

○8 番（鈴木好彦君） 議案の内容ではなく、この流れをちょっと確認しておきたいと思うのですが、専決日時が 3 月 29 日となっております。もちろん 3 月議会に間に合わなかったのは、これは十分認められるのですが、今回の 6 月議会のそもそもの議案にのっけていなかった理由というのは何なのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 全員協議会でご説明をさせていただいたとおり、本来であれば 6 月の

初日、ご提案すべきところでございましたですが、私どもの事務の手違いによりまして今回になったということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 事務の手違いというのはどういうレベルのものだったのか、もしご開示できるのであればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 私どもの総務課のほうで議案のチェックというのはみんなしているわけですが、担当課とその辺は当然連絡を密にしながら両方でチェックをしているのですが、残念ながらそこで私どものチェックが不足、両課といいますか、チェックが不足したということで、当初の初日の議案に上げることができなかったということで、事務処理が悪かったということだと反省しております。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませぬね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第58号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第59号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第5号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第59号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総

額にそれぞれ610万円を追加し、予算の規模を324億4,350万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金610万円を、歳出におきましては、第3款民生費で新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業経費610万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 市長、ちょっと今の説明の中で、支出のほうの肝心な600万円の事業の対象者となる方の要件とか、内訳とか、支給事業金額とか、詳細について教えてください。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） この生活困窮者自立支援金につきましては、社会福祉協議会が行ってまいります緊急小口資金、それから総合支援資金の貸付けが既に終了している方、今後貸付けを受けられない方が対象となります。そのほかに、収入要件といたしまして、市町村民税均等割非課税額の12分の1プラス住宅扶助基準額、具体的に申し上げますと、単身世帯の場合、月額で11万円以下。人数によって金額は増加していきます。資産要件としては、預貯金が市町村民税均等割非課税額の12分の1の6倍以下、具体的には、単身世帯だと46万8,000円以下となります。そのほかに、求職等ということで、ハローワークでの相談や応募、面接等も条件があります。支給額につきましては、単身世帯では6万円、2人世帯では8万円、3人以上世帯で10万円となり、3か月間支給することができます。受付に関しましては、7月から8月末までとなります。対象者ですが、総合支援資金貸付けの決定者が村上市の場合47人ほど、これ6月8日現在ですので、その後増えている可能性もありますが、47人ほどおります。そのうち、再貸付けとって2回目、3回目の再貸付けを受けた方が10人程度おります。その関係で、6月8日以降、駆け込みでの再貸付けもあることを見込み、今回の積算では20人の申請があるものとして積算をいたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 課長、ありがとう。ありがとうと言いたいところなのですが、私、今べらべら、べらべら聞いても、大きなところはちょっとメモしたのだけれども、例えば、私肝心なところだと思うのですが、村上市のあなた最終的に言った20人、今600万円の金額を支援したいというのが20人対象者がいるということなのだけれども、この20人へのお知らせとか周知はどんな格好でやるつもり。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 全体では、7月1日付の市報、それからホームページに掲載します。それから、今、県の社会福祉協議会のほうに実際借りている方の名簿も情報提供をお願いしております。

すので、直接その方にもお知らせをしたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） これ3問目です。これは最後ですから、お願いです。市報で7月1日、貸付けの金額の云々によって、非常にこれデリケートなところなので、対象になるかならないかということで、あなたのほうも一生懸命調べると思うのだけれども、ぜひともこの20名の方、こちらのほうから、行政のほうからも見落としとないように教えていただきたいと、そう思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。最初に聞こうと思ったところ、本間議員が聞いていただいて、非常にほかのことを聞けて大変助かります。上限30万円の人が20人かなと思っていましたので、大体、積算はそういうことなのかなと思いますけれども、問題は、生活困窮者自立支援金というのは生活困窮者の方が自立する上に支援するために支給するお金でございますので、恐らく総合支援資金の47人で、その後10人ぐらいなのですか、なので総合支援資金を借りていらっしゃる方で手を挙げてくださる方が多いのかなと思うのですけれども、そもそも総合支援資金を借り入れている方の自立支援というのが実際、今現在どうなっているのかなという現状をちょっとお聞かせいただければな、社協のほうでやっているのだと思いますけれども、知り得る範囲でちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 総合支援資金を借りている47人につきましては、実際市のほうには誰が借りているかという名簿等はありません。全て社会福祉協議会が支援しておりますので、ちょっと市のほうで直接支援ということはないのですが、社会福祉協議会のほうに確認しておりますが、ハローワークへの同行であるとか、そういう就業へ向けての支援をしているものと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 総合支援資金だと、緊急小口のを含めて200万円ですか、上限が、200万円を借りて、非常に多重債務というのですか、借金漬けになっていらっしゃる方がいるので、就労してそれを返していくというのは本当に大変な、私が今200万円借りたとしても返すの本当に大変だと思いますけれども、総合支援資金を借りなくてはいけない状況にある方がこれから200万円返していくというのは非常に大変だと思います。30万円もらったとして、それを借金に充てるわけにはいきませんので、その辺、総合支援資金を借りていらっしゃる方から例えば生活保護につながってきたとか、そういう恐らくその200万円がなくなって、30万円がなくなったりすると、次は生活保護に来ると思うのですけれども、それはもちろん来ていただいて、生活保護を利用して生活再建してもらえばいいことなので、ためらう必要はないと思うのですけれども、その辺の流れというのは今現在ど

んなものでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 議員おっしゃるとおり、200万円の借金になるわけですので、返せない方も当然出てくるかと思えます。一つには、住民税非課税世帯になった場合に償還免除となる制度もあります。それでも生活が立ち行かない場合には、当然生活保護の相談というのも出てくるかと思えます。ただ、今現在、総合支援資金を借りていて、生活保護というふうな形で相談に来ている方は把握はしておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、最後になります。この30万円が本当に、200万円既に借金を借りていた人が30万円ここでもらって生活再建にどれだけ本当に資することができるのか。全国の支援者の中では非常にこの支援金そのものについては懐疑的な声もあるのですけれども、ただもちろん給付を受ける分には問題ないわけだと思うのですけれども、その辺ぜひ社会福祉協議会のほうとしっかり連携を取っていただいて、住民税非課税で償還免除という、いいような感じですが、その時点で住民税非課税ということ自体も、それは生活保護に行くのかなという気がしますので、その辺タイムラグなく、ぜひスムーズに生活保護を含めた自立支援の施策のほうにつながるように連携を十分していただきたいと思うのですが、最後にいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 先ほどハローワークへ同行して就業支援と申し上げましたが、それに加えて生活保護の相談も常にできるように体制を整えてありますので、ぜひ相談のほうしていただければと思っております。

○1番（上村正朗君） 以上で終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございせんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第59号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いします。

4番、高田 晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） 議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について。ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行うものであります。なお、改正の内容については議案書別記及び新旧対照表のとおりであります。

このたび、議案提出に当たっての賛成者は、河村幸雄議員、菅井晋一議員、姫路敏議員、鈴木好彦議員、長谷川孝議員、本間善和議員、尾形修平議員であります。そして、提案者は私、高田晃であります。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復

元に係る意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月17日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択すべきものと決定された請願に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様への配付の資料のとおりでございます。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦勞さまでした。

午前11時40分 閉会